

戸籍の附票の写しの表示内容が変わりました

住民基本台帳法の一部改正により、住所の履歴を証明する戸籍の附票の写しの表示内容が、1月11日から変更になりました。

基本事項に追加

氏名、住所、住所を定めた日に加え、生年月日と性別が基本事項に追加されました。

※基本事項は、証明書を発行すると必ず表示される項目ですので、省略はできません。

基本事項から削除

次の項目が、原則表示されなくなりました。表示をご希望の場合は、申請書にその旨をご記入ください。

- ・本籍・筆頭者氏名
- ・在外選挙人名簿登録情報

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8896

福祉タクシー利用券・介助券を交付します

通常の交通機関を利用することが困難な障がい者などの外出支援のため、福祉タクシー券や介助券を交付しています。

福祉タクシー利用券

■対象者

- ・身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

■内容

タクシー乗車1回につき、利用券1枚(500円)の助成

■交付枚数

1か月につき6枚(申請日が属する月～令和5年3月分)

タクシー介助券

■対象者 利用券の対象者のうち、常時、車いすかストレッチャーを利用している方

■内容

介護タクシーに乗車して介護料発生1回につき利用券2枚(1,000円)までの助成

■交付枚数

1か月につき4枚(申請日が属する月～令和5年3月分)

共通事項

■利用期間 4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

■受付期間 3月1日(火)～

■交付場所 社会福祉課

※社会福祉協議会では配布しませんのでご注意ください。

■必要なもの

ご本人の印鑑、障がい者手帳
※代理申請の場合、代理人の印鑑も必要です。

■申し込み・問い合わせ先

社会福祉課

☎(32)8900 ☎(32)8601

貯水槽の適正な管理・検査をお願いします

市水道をご利用の方で、アパート等に貯水槽を設置している方は、その貯水槽の規模により所定の管理・検査をしなければなりません。

貯水槽の規模による義務の差

受水槽の有効容量が10m³を超える場合は、水道法により所定の管理・検査が義務付けられています。

10m³以下の場合、市の条例により所定の管理・検査に努めなければなりません。

貯水槽の管理

- ・水槽の清掃を1年に1回以上、定期に行ってください。
- ・水槽が汚染されることがないように、定期的に水槽の状態などの点検を行い、異常があれば修繕などの対応をしてください。
- ・水の色、濁り、味、臭いなどに注意し、異常があれば水質検査を行ってください。

・給水している水が人の健康を害する恐れがあるときは、すぐに給水を停止し、利用者などの関係者に周知してください。

貯水槽の検査

■有効容量が10m³を超える水槽

厚生労働省の登録を受けた検査機関による管理状況の検査を1年に1回以上

■有効容量が10m³以下の水槽

1年以内に1回、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査
※自主検査ができない場合には厚生労働省の登録を受けた検査機関などにご相談ください。
※厚生労働省の登録を受けた検査機関については、市ホームページを確認するか、水道課までお問い合わせください。

■問い合わせ先

水道課 ☎(32)8911

軽自動車の廃車の手続きは3月31日までに

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点の所有者に課税され、月割課税ではありません。

軽自動車(原動機付自転車、農耕車を含む)を所有しなくなったときは、速やかに廃車の手続きをしてください。

■手続きする窓口

原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車(農耕車など) 税務課(市役所)

二輪(側車付のものを含む)、二輪の小型自動車

関東運輸局 栃木運輸支局
(宇都宮市八千代1-14-8)

☎050(5540)2019

三輪、四輪(乗用・貨物、家用・営業用)、ポータトレーラー

軽自動車検査協会栃木事務所
(宇都宮市西川田本町1-2-37)

☎050(3816)3107

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8892